

医薬総発 0310 第 2 号
令和 7 年 3 月 10 日

各都道府県衛生主管部（局）長 様

厚生労働省医薬局総務課長

「災害薬事コーディネーター活動要領」について

平素より、薬務行政に御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和 5 年 3 月 31 日付け医政地発第 0331 第 14 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。令和 5 年 6 月 29 日付け最終改正）において、災害薬事コーディネーターが担う役割をお示ししているところです。

今般、厚生労働科学研究費補助金事業（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業）による「薬剤師・薬局における災害時等対応についての調査研究」（研究代表者：江川孝 福岡大学薬学部教授）において、保健医療福祉調整本部等におけるコーディネート体制を担う災害薬事コーディネーターの活動要領案が作成されました。

当該活動要領案を参考に、厚生労働省は、「災害薬事コーディネーターの活動要領」を取りまとめ、「厚生科学審議会健康危機管理部会」で報告したところです。

貴職におかれては、当該活動要領について御了知いただくとともに、関係機関、関係団体並びに災害薬事コーディネーターに対する周知方をお願いいたします。